

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則（16 経教 細則第8号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第8号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 環境安全を担当する副学長</p> <p>二 <u>共生科学技術研究部</u>、工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>三 <u>共生科学技術研究部</u>、工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人</p> <p>四 産業医</p> <p>五 <u>安全衛生委員会細則に規定する地区委員会から選出された委員</u> 各1人</p> <p>六 <u>環境安全・衛生管理チームリーダー</u></p> <p>七 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第3号及び第7号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、当該小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 <u>環境安全管理小委員会</u></p> <p>二 <u>安全衛生管理小委員会</u></p> <p>三 <u>放射線安全小委員会</u></p> <p>四 <u>バイオハザード防止小委員会</u></p> <p>五 <u>遺伝子組換え生物安全管理委員会</u></p> <p>六 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 省略</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 環境安全を担当する副学長</p> <p>二 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>三 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>四 <u>放射線安全小委員会委員長</u></p> <p>五 <u>特定生物安全管理小委員会委員長</u></p> <p>六 <u>環境管理施設長</u></p> <p>七 産業医</p> <p>八 <u>環境安全・衛生管理チームリーダー</u></p> <p>九 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第3号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、当該小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 <u>放射線安全小委員会</u></p> <p>二 <u>特定生物安全管理小委員会</u></p> <p>三 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>4 省略（現行どおり）</p> <p>第9条～第12条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

別表

小委員会 名称	委員構成	所掌事項
環境安全管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員1人 ・同項第3号の委員 2人 ・同項第5号の委員 ・同項第6号の委員 ・環境管理施設長 ・その他小委員会が必要と認め た者 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理施設の運営、廃液等 の処理の指導に関する<u>こと。</u> ・薬品管理及び環境汚染物質対 策に関する<u>こと。</u> ・ゴミ等の廃棄物対策に関する <u>こと。</u> ・その他必要な事項
安全衛生管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員1人 ・同項第3号の委員 2人 ・同項第4号の委員 ・同項第5号の委員 ・人事チームリーダー ・その他小委員会が必要と認め た者 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保持増進を図るための対 策 ・実施等に関する<u>こと。</u> ・安全衛生教育の実施に関する <u>こと。</u> ・労働災害の原因及び再発防止 対策に関する<u>こと。</u> ・作業環境の測定・評価等に関 すること。 ・各事業所に置かれる安全衛生 委員会との調整・統括に関する <u>こと。</u>

別表

小委員会 名称	委員構成	所掌事項
削る	削る	削る
削る	削る	削る
省略	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）

<p>バイオハザード防止小委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第2号の委員1人 ・同項第3号の委員 ・各教育部の安全主任者 3人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオハザードの防止に関する<u>こと。</u> ・微生物実験の適合性に関する<u>こと。</u> ・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関する<u>こと。</u> ・その他必要な事項 		<p>特定生物 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全主任者 3人 ・各部局長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に係る教員 3人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物実験の安全管理に関する<u>こと。</u> ・バイオハザードの防止に関する<u>こと。</u> ・微生物実験の適合性に関する<u>こと。</u> ・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関する<u>こと。</u> ・外来生物の飼育及び実験に関する<u>こと。</u> ・その他の安全確保に関する必要な事項
<p>遺伝子組換え生物安全管理委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物安全管理規程で別に定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物安全管理規程で別に定める。 				

附 則 (1 8 細則第 1 2 号)

この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。